

ヘルパーも介護家族も安心!

在宅生活にもノーリフティングケアを ケアマネジャーが「介護者を守る」普及推進役に

日本でもノーリフティングケアに取り組む介護現場は徐々に増えてきていますが、残念ながらそのほとんどは施設です。高知県をノーリフティングケア先進県にした立役者の1人、下元佳子さんは、ヘルパー不足の解消、そして介護給付費を大切に使う観点からも在宅への普及が急務だと言います。そのカギを握るのはケアマネジャーです。



執筆 ▶ しももとよしこ 下元佳子 ● ナチュラルハートフルケアネットワーク代表理事
日本ノーリフト協会高知支部統括理事

地域ぐるみの理解と協力が不可欠 「介護者を守る」ケアプランを

ノーリフティングケアは単に福祉用具を用いたケアのことではなく、腰痛予防の取り組みそのものです。そのため、ケア以外の業務においても介護する側の体への負担を考えて業務を組み立てることを必要としており、在宅においては、介護をする家族、訪問介護や訪問看護に従事する人を守る取り組みということになります。

ですが、まだまだ「リフトを使うケア」「重度要介護者に行うケア」との誤解も少なくありません。ノーリフティングの言葉を知っている方でも、在宅ではその普及実践は難しいと思われることも多いのではないのでしょうか。「在宅のノーリフティングの普及実践のカギはケアマネジャーにある」と筆者は感じており、この機会にケアマネジャーに伝えたいことをまとめてみました。

前出の埜田和史氏の論稿で「新・腰痛予防対策指針」について解説がありました。さて、ケアマネジャーの皆さんは「ノーリフティングや新・腰痛予防対策指針は介護のこと。ケアの実践はしないケアマネジャーには関係ない」と思われていませんか。ケアマネジャー自身も腰痛予防は必要ですし、何よりケアプランを立案するケアマネジャーこそがご家族や介護者を守るカギを握っています。

新・腰痛予防対策指針では、「対象者の家庭が職場となる訪問介護・看護では腰痛予防の観点から作業環境の整備が十分なされていないことが懸念される。このことか

ら、事業者は各家庭に説明し、腰痛予防の対応策への理解を得るよう努めること」と具体的に記されています。ケアマネジャーに知っておいていただきたいことのひとつが、この「事業所は各家庭に説明し、理解を得ること」です。これは、各事業所で腰痛予防に取り組み、職員教育を行い、リスクのある業務を洗い出し、自分たちの体の使い方や少々の作業の見直しや工夫では解決できず、環境を変える必要がある場合は、家庭に協力を求めるということを表しています。

しかし、在宅の場合はそう簡単なことではありません。福祉用具の導入には利用者側の自己負担金が発生しますし、複数の事業所を併用しているご家庭も少なくありません。つまり1事業所だけの取り組みではどうにも解決できないことが多いのです。ぜひ、ケアマネジャーにこの指針を知っていただき、居宅支援事業所こそが自身の腰痛予防とともに、家族やオーダーを出す事業所の職員を守るための腰痛予防に取り組んでいただきたいと思います。環境整備、福祉用具の導入などは、ケアマネジャーこそが家庭への説明協力を得やすい立場にあります。

ヘルパー2人訪問とリフト導入、 どちらが安価？

そして、2つ目は、「原則抱え上げを行わせてはいけない」という言葉です。これは経営管理側に組織の在り方が問われている、つまり組織的な取り組みを求められているのです